

令和3年11月2日

## 佐賀県玄海町「使用済核燃料税」の更新

佐賀県玄海町から協議のあった法定外目的税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新される玄海町使用済核燃料税の概要は以下のとおりです。

課税団体	佐賀県玄海町
税目名	使用済核燃料税（法定外目的税）
課税客体	使用済核燃料の貯蔵
税収の用途	原子力発電所に対する安全対策、生業安定対策、環境安全対策及び民生安定対策並びに原子力発電所との共生に必要な費用
課税標準	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 （使用済核燃料とした日から5年を経過したものに限る。ただし、発電用原子炉を廃止したものはこの限りではない。）
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	1キログラムにつき550円
徴収方法	申告納付
収入見込額	（初年度）483百万円 （平年度）498百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	令和4年度から令和8年度までの5年間

令和3年9月15日 玄海町議会にて条例案可決

同年9月30日 総務大臣協議

同年11月2日 総務大臣同意

（令和4年4月1日 条例施行予定）

担当：自治税務局企画課 金谷係長、越  
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659